

令和4年度津波対策推進旬間・津波避難訓練 実施要領

第1 共通事項

1 趣旨

本県の地域防災計画では、東日本大震災が発生した3月11日を含む10日間を、津波対策推進旬間と定めている。

今年度は、令和5年3月3日（金）から3月12日（日）までを津波対策推進旬間とし、津波に対する正しい知識の普及を図るとともに、指定緊急避難場所及び津波避難施設（以下、本要領において「緊急避難場所等」とする。）や、避難路などの点検等を通じて、津波避難における課題を再確認する。

さらに3月5日（日）を統一実施日として津波避難訓練を実施し、津波避難の習熟を図るとともに、成果や課題を整理し、今後の取組に活かしていく。

2 統一スローガン

地震だ、津波だ、すぐ避難！～少しでも早く、少しでも高く～

3 重点項目

（1）即時避難の実践・検証

地震が起きたらすぐ避難することを徹底し、住民誰もが率先避難者となる自覚を持って避難することにより、地震発生を合図にした即時避難を実践する。また、総合防災アプリ「静岡県防災」※¹を活用するなどし、避難時間を計測、想定の津波到達時間までに避難完了できるか確認する。

（2）緊急避難場所・避難路の確認

住民は、緊急避難場所等及び避難路をハザードマップで確認※¹し、「わたしの避難計画」※²等を作成する。また、家族が離ればなれになっていることが多い平日に被災した状況等も想定し、自宅のみならず自宅以外の場所（勤務先・学校など）からでも円滑に避難できるよう、被災時をイメージして実際に経路を確認※¹する。

（3）津波避難標識の確認

市町は、静岡県津波避難標識指針（平成27年5月制定）を参考に、同標識が昼夜を通じて分かりやすい表示であるかどうかを、設置場所も含めて確認する。

住民は、どこにいても適切な避難行動がとれるよう、津波避難標識について理解する。

（4）避難行動要支援者への支援体制の検証

市町や自主防災組織は、高齢者や障害のある方等に対して適切な避難支援を行うなど、避難行動要支援者の支援体制の検証を行う。



※1 総合防災アプリ「静岡県防災」の以下の機能により、手軽な実施が可能
「避難トレーニング」…避難先への経路・時間の記録機能
「マップ・避難場所等」…指定避難所や指定緊急避難場所を確認
「現在地の防災確認」…ハザードマップによる危険度の確認機能



※2 「わたしの避難計画」をパソコン・スマートフォンで
簡単に作成できます。

静岡県 わたしの避難計画



<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/seisaku/watahina.html>

4 実施機関

静岡県、市町、施設管理者、自主防災組織、漁業協同組合、消防本部、消防団、警察署等

5 対象地域

沿岸 21 市町の津波の要避難地区及びその隣接地域、その他防災訓練等を希望する地域

第 2 津波対策推進旬間

1 実施日

令和 5 年 3 月 3 日（金）～ 3 月 12 日（日）

2 取組項目及び対象機関（者）

津波対策推進旬間の取組項目、内容及び対象機関は、別紙 1 のとおり。

第 3 津波避難訓練

1 実施日時

令和 5 年 3 月 5 日（日）（統一実施日）午前 10 時から正午まで

※ 夜間避難訓練を実施する場合や、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施日を分散する場合など、統一実施日に実施できない市町は、地域の状況に応じて、適切な日時を設定し、実施する。

2 想定

駿河トラフから南海トラフを震源域とする大規模地震が発生し、県内各地で震度 7 ～ 6 弱を観測。建物倒壊や地盤の液状化、火災等のほか、間もなく大津波が襲来し、著しい被害を受ける。ただし、地域によって相模トラフを震源域とする地震・津波や、過去最大の被害をもたらしたと記録・伝承されている地震・津波の方が、被害が大きい場合など、より被害の大きい地震・津波を想定する。

なお、津波被害が想定されない地域では、各地域の特性やリスクを考慮し、各種ハザードマップに基づく被害を想定する。

3 実施項目及び対象機関（者）

津波避難訓練の実施項目、内容及び対象機関は、別紙 2 のとおり。

4 訓練スケジュール

避難訓練スケジュール（全体シナリオ）は、別紙 3 のとおり。

5 中止基準等

別紙 4 のとおり。

6 その他

津波被害が想定されない地域においても、近年頻発化する災害の特性を踏まえ、独自に防災訓練を行うことが望ましい。

実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮すること。

第4 計画及び報告の提出

様式	作成者	提出先	提出期限				
様式 1－1	各市町	各地域局を経由し 県危機情報課	計画	2月 3日 (金)			
			報告 (確定)	3月 17日 (金)			
様式 1－2	各市町	各地域局を経由し 県危機対策課	計画	2月 3日 (金)			
			報告 (速報)	3月 4日 (土) 以前の実施 …実施日の翌日 13時まで			
			報告 (速報)	3月 5日 (日) 午前中実施 …5日の 13時まで			
			報告 (確定)	3月 5日 (日) 午後以降実施 …実施日の翌日 13時まで			
様式2	各市町	同上	2月 3日 (金)				
様式3	各市町	各地域局を経由し 県危機情報課	3月 17日 (金)				
任意 様式	防災関 係機関	県危機対策課	機関として 独自の訓練 を実施する 場合のみ	計画	2月 3日 (金)		
				報告	3月 17日 (金)		

別紙・様式・参考様式一覧

○別紙

番号	名称	対象区分	備考
別紙 1	〔津波対策推進旬間〕取組項目及び対象機関（者）	旬間	
別紙 2	〔津波対策避難訓練〕実施項目及び対象機関（者）	訓練	
別紙 3	実動避難訓練スケジュール（全体シナリオ）	訓練	
別紙 4	令和4年度津波避難訓練 中止基準等	訓練	

○様式

番号	名称	対象区分	作成提出	備考
様式 1-1	〔津波対策推進旬間〕 実施計画書・実施報告書（確定）	旬間	市町 →県	報告（速報）は不要
様式 1-2	〔津波避難訓練〕 実施計画書・実施報告書（速報）・ 実施報告書（確定）	訓練		報告（速報）時は、(1) ～(3)及び(5)のみで よい。
様式 2	主要な津波避難訓練計画	訓練	市町 →県	報道機関等へ提供す る資料の作成用
様式 3	津波避難訓練からみえた避難の 課題	訓練	市町 →県	市町として課題を整 理する。
様式 3 別表	活動実績確認表	訓練	市町 →県	自主防災組織の活動 状況を記載する。

○参考様式 ※提出を求めるものではありません。

番号	名称	対象区分	作成提出	備考
参考様式 1	津波避難点検シート（作成例）	旬間 訓練	住民→ 自主防	様式3の作成に必要 な情報を把握するた めの参考様式
参考様式 2	津波避難点検シート整理表（作成 例）	旬間 訓練		必要に応じ、各市町 で適宜にアレンジし て使用して下さい。
参考様式 3	津波避難台帳（作成例）	旬間 訓練	自主防 →市町	

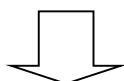
〔津波対策推進期間〕取組項目及び対象機関（者）

取組項目	取組内容	対象機関（者）							
		（◎：主な対象機関（者）、○：その他の対象機関（者））	県	沿岸市町	施設管理者	自主防（住民）	観光客等	漁業協同組合	消防署（団）
(1)「即時行動」するための知識の習得	【重点項目（2）】 「わたしの避難計画」等の作成、推進 早期避難意識の向上と災害時の避難行動の確認		○		◎				
	県防災アプリ「静岡県防災」の導入推進 「静岡県防災」を活用した地域における危険の確認			○	◎		○		
	【重点項目（2）】 津波避難啓発リーフレットやハザードマップ等による地震と津波に対する正しい知識の習得			○	◎	○	○		
	【重点項目（2）】 津波避難啓発リーフレットの配布 ハザードマップ等を用いた学習会等の開催 「地震が起きたらすぐ避難」、「率先避難」の徹底	○	◎					○	○
	【重点項目（3）】 津波避難誘導標識の普及による避難意識の啓発	○	◎		○				
	新たに指定した緊急避難場所等の周知		○	◎	○	○	○	○	○
	南海トラフ地震臨時情報の理解促進	○	◎		○	○	○	○	○
(2)「即時行動」するための備え	住宅の耐震性・家具固定の確認				○				
	非常持ち出し袋（迅速な避難に支障のない重量）をすぐ持ち出せるよう準備				○				
(3)緊急避難場所等・避難路等の点検・確認	避難路上にあるブロック塀など地震により障害物となりうる構造物の再点検		○		○			○	
	【重点項目（3）】 静岡県津波避難標識指針（平成27年5月制定）に沿った分かりやすい津波避難誘導標識であるかの確認		○		○	○			
	避難路上にある橋梁など公共構造物の安全性・耐震性の再点検	○	◎						
	水門・陸閘など安全かつ迅速・確実に閉鎖するための再点検・常時閉操作の再点検	○	◎					○	
	市町が指定した緊急避難場所等の安全性・避難時立入方法の再点検	○	◎	○					
	市町が指定した緊急避難場所等以外の民間高層建築物を避難場所に選択した場合の構造物の健全性・耐震性・避難時立入方法の確認		○	○					
	【重点項目（1）】 避難に要する時間の検証と時間短縮の検討（参考資料5 参照）	○		○		○	○	○	
	避難に要する時間に基づいた緊急避難場所等の検証（参考様式1、2）	○		○			○		
	緊急避難場所等への避難が間に合わない場合の緊急的な対応を検討（3階建て以上の高層ビル、急傾斜地避難階段、高台の活用など）	○		○		○	○	○	
	【重点項目（2）】 自宅以外で被災した場合（勤務先・学校など）の緊急避難場所等・避難路の確認				○				
(4)自宅以外で被災した場合への備え	家族内でお互いの緊急避難場所等、連絡手段・安否確認の方法を確認				○				
	【重点項目（4）】 避難行動要支援者の円滑な避難のための支援体制の検証	○		○					
(5)避難行動要支援者への支援体制の確認	「津波避難台帳」の整備促進（参考様式3）			○					

〔津波避難訓練〕実施項目及び対象機関（者）

実施項目	実施内容	対象機関（者） （◎：実施主体 ○：協力等）*							
		県	（沿岸）市町	施設管理者	自主防（住民）	観光客等	漁業協同組合	消防署（団）	警察署
(1) 避難の実践	【重点項目（1）】 地震発生を合図にした即時避難	○		◎	○	○	○	○	
	市町の指定または住民が定めた指定緊急避難場所への避難	○		◎	○	○	○	○	○
	【重点項目（1）】 避難時間の計測	○		◎					
	【重点項目（1）】 県防災アプリ『静岡県防災』の避難トレーニング機能を活用した避難や避難時間の計測 (参考資料5 参照)	○		◎					
(2) 避難誘導	率先避難者による避難誘導（「声かけ」訓練）			◎				○	
	【重点項目（4）】 避難行動要支援者に対する避難支援			◎				○	
(3) 安否確認	津波避難台帳等を活用した住民の安否確認	◎		◎					
	避難行動要支援者名簿による安否確認	◎		◎					
	災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板を利用した家族内の安否確認（参考資料4 参照）			◎	○				
	県防災アプリ『静岡県防災』の安否登録機能を活用した安否確認	◎		◎					
(4) 情報伝達	県から市町への情報伝達 「訓練津波警報（大津波警報）」等の県内一斉伝達訓練(FAX)	◎	◎					◎ 消防署	
	市町から住民、沿岸漁船等への情報伝達 「避難指示」の発令 同報無線、緊急速報メール等による住民、沿岸漁船等への津波情報の伝達・避難の呼びかけ		◎		○	○	◎	○	
	県・市町から職員への情報伝達 「県一斉配信システム」による情報伝達訓練	◎	○						
(5) 水門等の閉鎖訓練	情報伝達を受けての自動式、遠隔操作式水門等の閉鎖、未閉鎖水門等の把握	◎	◎	◎				○	
(6) 航空連携	孤立予想地域におけるヘリコプター連携の確立	◎	◎	○		◎		◎	◎
(7) 津波避難の課題整理	避難訓練から見えた避難場所・避難路、避難施設等の改善点、課題等の抽出	◎		◎					
	【重点項目（1）】 計測した避難時間をもとに「わたしの避難計画」等を検証	○		◎					

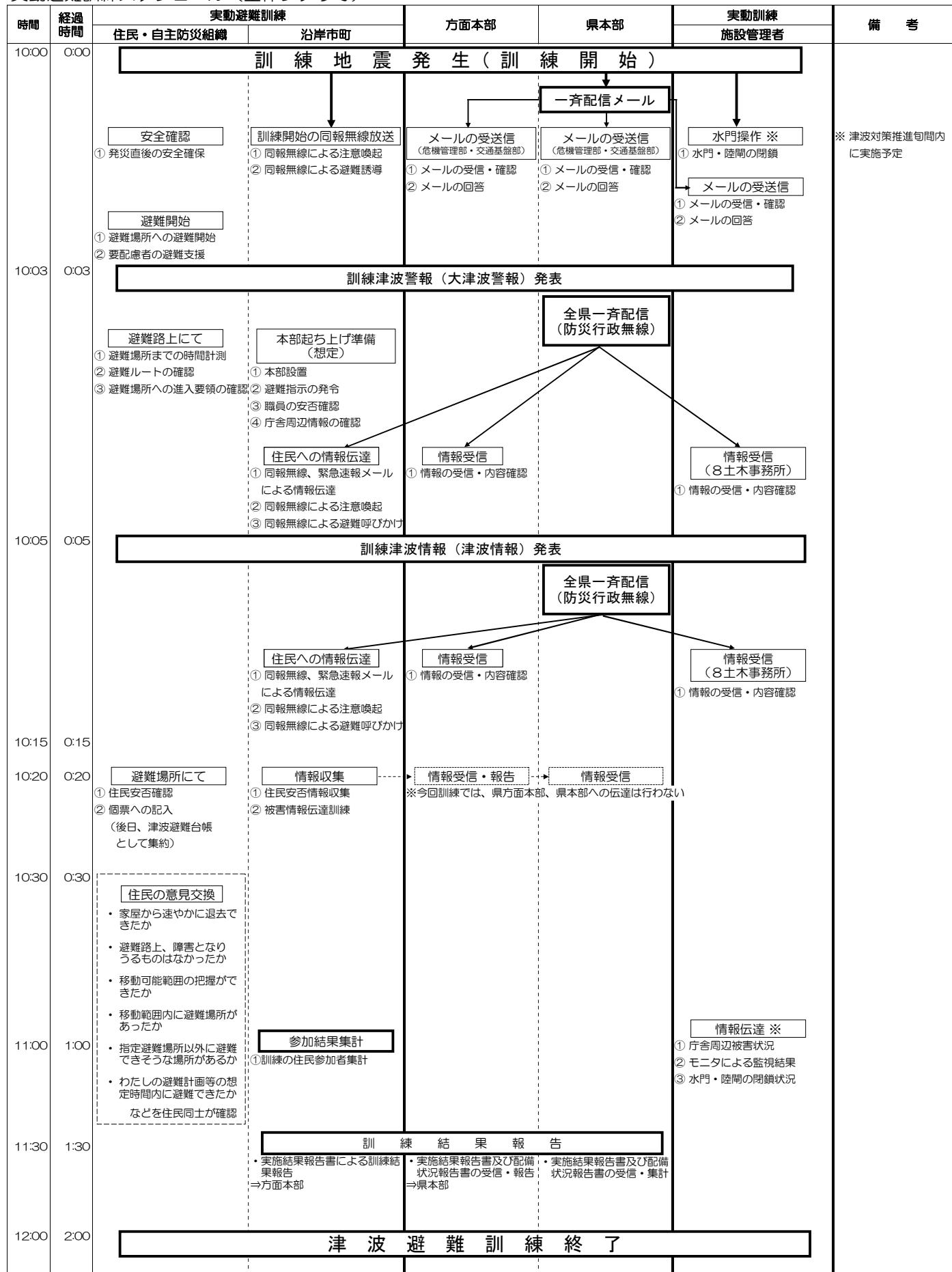
※市町職員は、訓練の評価及び検証を行う。



避難計画への反映、新たな避難ビルなどの必要性、指定の検討	◎	◎					
------------------------------	---	---	--	--	--	--	--

※「対象機関（者）」の主体区分（◎・○）は、計画上の目安とするため、実施実績に基づき区分したものです。

実動避難訓練スケジュール（全体シナリオ）



※住民・自主防災組織、沿岸市町、施設管理者の訓練内容については例示となります。

令和4年度津波避難訓練 中止基準等

1 中止基準

(1) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

県	中止
市町	中止

(2) 県内に気象・高潮・波浪に関する特別警報が発表された場合

県内で震度5弱以上の地震が発生した場合

静岡県に津波警報が発表された場合

県	中止
市町	沿岸市町・該当市町 その他
	中止 状況により中止

(3) 県内に気象警報が発表された場合

県内で震度4の地震が発生した場合

静岡県に津波注意報が発表された場合

県	状況により中止
市町	沿岸市町・該当市町 その他
	状況により中止 実施

(4) 訓練地を含む地域に雷注意報が発表された場合

県内に竜巻注意情報が発表された場合

県	屋外訓練について状況により中止
市町	該当市町 その他
	屋外訓練について状況により中止 実施

(5) 伊豆東部火山群の活動に異常が認められる場合

県	状況により中止
市町	賀茂・東部管内市町 その他
	状況により中止 実施

(6) 富士山の火山活動に異常が認められる場合

県	状況により中止
市町	東部管内市町 その他
	状況により中止 実施

(7) 新型コロナウイルス感染症の状況

ア 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が県内に適用された場合

県	中止
市町	状況により中止

イ 県内の感染状況（※）により、中止することが必要と判断される場合

県	状況により中止
市町	状況により中止

※ 法に基づく感染症拡大防止対策が当該市町に適用された場合

(8) その他、中止することが必要と判断される事象が生じた場合

県	状況により中止
市町	状況により中止

2 中止等する場合の周知方法

（1）県として訓練を中止、変更する場合

3月5日（日）午前7時00分までに災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板（Web171）に中止又は変更する旨を登録する。登録番号は054-221-2072（災害時伝言ダイヤル及び災害用伝言板の利用方法については、参考資料4「災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板（Web171）の運用について」を参照）。

（2）市町において訓練を中止又は変更する場合

同報無線又は広報車等により参加住民に混乱のないよう周知徹底する。

3 その他

雨天等の場合は原則として訓練を実施するが、航空機等を使用する場合などにあっては、適切な判断のもと、訓練の変更、中止等を決定する。